

相談支援従事者初任者研修の応募要件

下記 1 から 4 のうち、いずれかに該当するもの

1. A の期間が 3 年以上ある者
2. B の期間と C の期間が通算して 5 年以上ある者
3. D の期間が通算して 10 年以上ある者
4. E の業務に 5 年以上従事かつ B～D の期間が通算して 3 年以上ある者

～ 相談支援専門員の要件となる実務経験 ～

業務の範囲	対象となる事業・施設等の従事者		実務経験 ※ 5
相談支援 業務 (日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)	A	平成 18 年 10 月 1 日において以下の①②に掲げる事業・施設等のいずれかで相談支援業務に従事していた期間【告示 1 イ該当】 ①旧障害児相談支援事業(※ 1)、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 ②精神障害者地域生活支援センター	通算 3 年以上
	B	以下①から⑥に掲げる事業・施設等の従事者で相談支援業務に従事していた期間 ①一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、介護保険法に規定する居宅介護支援事業、介護予防支援事業、その他これらに準ずる事業【告示 1 ロ(1)該当】 ②児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、その他これらに準ずる施設【告示 1 ロ(2)該当】 ③障害者支援施設(※ 2)、障害児入所施設、老人福祉施設(※ 3)、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院その他これに準ずる施設【告示 1 ロ(3)該当】 ④病院もしくは診療所(社会福祉主事任用資格を有する者、介護職員初任者研修(旧訪問介護員 2 級以上)に相当する研修を修了した者、E の国家資格を有する者、上記①②③に掲げる従業者である期間が 1 年以上の者に限る。【告示 1 ロ(4)該当】 ⑤障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター【告示 1 ホ該当】 ⑥特別支援学校その他これらに準ずる機関(※ 4)において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務【告示 1 ヘ該当】	通算 5 年以上
介護等の 業務 (入浴、排せつ、食事等の介護、介護に関する指導を行う業務)	1. 障害者支援施設、障害児入所施設、介護老人保健施設、老人福祉施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって療養病床に係る施設その他これに準ずる施設 2. 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業 3. 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設		
	C	上記 1～3 に掲げる施設において、下記①～⑤の資格等を有し、介護等の業務に従事した期間【告示 1 ハ該当】 ①社会福祉主事任用資格者 ②訪問介護員 2 級以上に相当する研修の修了した者等 ③保育士 ④児童指導員任用資格者 ⑤精神障害者社会復帰指導員 ①～⑤を「社会福祉主事任用資格者等」という。	通算 5 年以上
	D	上記 1～3 に掲げる施設において、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間【告示 1 ニ該当】	通算 10 年以上
国家資格	E	B～D の業務に通算して 3 年以上従事し、かつ以下の資格の業務に従事した期間【告示 1 ト該当】 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理士	通算 5 年以上

- ※ 1 : 障害者総合支援法附則第 26 条の規定による改正前の児童福祉法第 6 条の 2 第 1 項に規定する障害児相談支援事業
 ※ 2 : 障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設
 ※ 3 : 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。
 ※ 4 : 特別支援学級等(障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事している期間のみ該当)
 ※ 5 : 実務経験は 1 年あたり 180 日以上とする。(3 年以上→540 日以上、5 年以上→900 日以上、10 年以上→1800 日以上)